

広島県告示第54号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成25年1月28日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県広島市中区国泰寺町一丁目3番29号 大崎クールジェン株式会社 代表取締役社長 貝原 良明
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県豊田郡大崎上島町中野6208番地1 （中国電力株式会社大崎発電所構内） 大崎クールジェン株式会社 酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所

2 申請の内容

63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設1基を新設する。また、排水処理施設1基を新設し、排水口を5か所新設する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設（0-S回収吸収塔）
能	力	処理ガス量 36,720m ³ N/h（湿り）
工期等	工事着手予定年月日	平成25年3月1日
	工事完成予定年月日	平成28年5月31日
	使用開始予定年月日	平成28年6月1日

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続 (なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出 される 状態 の 汚水	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	4 ~ 6	
		化学的酸素要求量	300	300
		浮遊物質	1,000	1,000
		窒素含有量	80	80
		リン含有量	1	1
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		50	50
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		45	45
汚水等の排出先		ガス精製排水処理設備		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 新設

種	類	ガス精製排水処理設備
形	式	凝集沈殿・分解・ろ過・中和
主要寸法	(単位: m)	縦34.85×横90.9×高さ15.42
能力	(汚水処理)	240m ³ /日
汚水等の処理方法		凝集沈殿・分解・ろ過・中和
工期等	工事着手予定年月日	平成25年3月1日
	工事完成予定年月日	平成28年5月31日
	使用開始予定年月日	平成28年6月1日

使用の方法	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
汚水等の汚染状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	3.5~9.5	3.5~9.5	6.5~8.5	6.5~8.5
	化学的酸素要求量	1,655	1,655	10	15
	浮遊物質	265	265	10	15
	窒素含有量	4,924	4,924	30	60
	リン含有量	20	20	4.5	9
	シアン化合物	611	611	0.8	1
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.6	0.6	0.004	0.005
	セレン及びその化合物	5.1	5.1	0.08	0.1
	ほう素及びその化合物	190	318	190	230
	ふっ素及びその化合物	891	891	12	15
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1,796	1,796	30	60
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	220	240	220	240
汚水等の排出先	No1排水口				

(3) 排出水の汚染状態及び量

(その1) 新設

排水口名	項目	通常	最大
	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	6.5~8.5	6.5~8.5
	化学的酸素要求量	10	15
	浮遊物質	10	15

No1 排水口	窒素含有量	(単位： mg/L)	30	60
	リン含有量		4.5	9
	シアン化合物		0.8	1
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		0.004	0.005
	セレン及びその化合物		0.08	0.1
	ほう素及びその化合物		190	230
	ふっ素及びその化合物		12	15
	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物		30	60
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		220	240

(その2) 新設

排水口名	項目	通常	最大	
No2 排水口	水素イオン濃度 (単位：水素指数)	7.9~8.3	7.5~8.5	
	化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	2	3
	浮遊物質		3	15
	窒素含有量		0.2	0.4
	リン含有量		0.03	0.06
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		535,680	535,680

(その3) 雨水排水口 (No4, No5及びNo7排水口) の設置

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成25年 1月28日から平成25年 2月18日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに大崎上島町保健衛生課